

平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

№.249
2023年
3月号
(3月3日)

- 発行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
 - 〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階
 - Tel:082-503-5855 FAX:082-294-4555
 - E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
 - 広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
 - ブログ：<http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/>
- ー子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！ー

発行責任者
大瀬敬昭
(事務局長)

許されない原発政策の大転換

岸田政権は2月28日、原発の新規建設や60年を超える運転を認めることなどを可能とする内容を含んだ東電法案「GX（グリーン・トランスフォーメーション）脱炭素電源法案」を国会に提出しました。東京電力福島第一原発事故以降の原発政策の大転換です。原子力規制委員会委員5人のうち、石渡明委員が異例とも思える「反対」を表明する中での政策転換でもありました。

福島原発事故が発生してから12年が経過しますが、事故原発の廃炉作業は、行程表を再三改定せざるを得ず全くめどが立っていません。大量に発生した汚染水についても、国は海洋放出を強行しようとする方針ですが地元やとりわけ漁業者の理解を得られていません。

福島で起きている現実、原発がいったん重大事故を起こせば、数十年・数百年と世代を超えて人々に苦難を与え続けることであり、原発事故は一企業や時の政権が責任を持って処理できるものではないことを教えています。

県原水禁と平和運動センターは3月11日、市民グループの皆さんなどと共に「フクシマを忘れない！ さようなら原発ヒロシマ集会」を開催します。改めて日本から原発をなくし自然エネルギーへの転換を進めて行くため、多くの皆さんの参加をお願いします。

《今後の主な予定》

- 3月11日（土） フクシマを忘れない さようなら原発ヒロシマ集会
(原爆ドーム前 10:00) 集会後中国電力前までデモ行進
- 3月18日（土） 上関原発を建てさせない山口大集会（山口市・維新公園）
- 4月9日（日） 統一自治体選挙前半戦投票開票日
- 4月23日（月） 統一自治体選挙後半戦投票開票着
- 5月3日（水） 5.3 憲法集会（予定）
- 5月12～14日 復帰51年（第46回）5・15 沖縄平和行進

県原水禁、G7 広島サミットに向け申し入れ

核の先制不使用宣言など求める

県原水禁は2月14日、秋葉忠利代表委員、大瀬敬昭事務局長が内閣府を訪れ、岸田文雄首相に宛てた「G7 広島サミットへの申し入れ」を行いました。申し入れには仲介を頂いた原水禁国民会議の藤本泰成共同議長・谷雅志事務局長、立憲民主党・近藤昭一衆議院議員にも同席して頂きました。また、内閣府からは請願等調整担当官と専門職のお二人に対応し



申し入れ書を手渡す秋葉代表委員、近藤衆議院議員、藤本共同議長（写真左から）

て頂きました。

この「申し入れ」は、1月27日の県原水禁総会で内容を確認したもので、

「核の先使不使用と使用すると脅迫はしない」ことをG7として宣言することなどを求めた要請です（本ニュース2月号参照）。申し入れ後に行われた記者会見で秋葉代表委員から、以下のように申し入れの趣旨について話されました。

一つは、核抑止について。秋葉さんは「この78年間、戦争で核兵器が使われなかったのは、被爆者の存在があったから。被爆体験、被爆の実相を伝え、核兵器を二度と使用してはならないということが世界に伝わってきたから」と被爆者の存在の大きさを指摘しました。その上で、「核を持っていることが抑止力になったのではない。そういう強弁を通して許してしまうことは被爆者の存在を否定するに等しい。広島でG7のリーダーが存在を否定するような、非人間的・非論理的なことをしてはならない」と強調されました。

2つめは核兵器禁止条約の役割について。被爆者の高齢化が進んでいる中、「被爆者亡き後、抑止力をどういう形で持ち続けるか？ 法による支配と力による支配という対立項で考えると、当然法による支配になる。その選択肢しか人類は持っていない。そうすると、核兵器禁止条約にその根拠を求め、核廃絶を行っていくという道筋になる」。

そして3つ目に、核兵器の先制不使用について。「現実的な対策としては、核保有国が核の先制不使用を宣言する。使うと脅すこともしないと世界に向かって約束する。それをG7の場で、しかも広島という地から行うことに意義がある。プーチン大統領の脅しを辞めさせる説得力を他の核保有国が持つことになる」と、核兵器の先制不使用宣言の意義を強調しました。

県原水禁としては、今回の申し入れをG7参加国の首脳宛てにも送付し、申し入れの中身が実現するよう引き続き取り組みを進めていきます。

被爆2世裁判で不当判決 弁護団は抗議の声明

被爆2世が、被爆者の援護を定めた法律の適用対象となっていないのは不当だと国を訴えた裁判で、広島地方裁判所は「差別的な扱いとはいえ憲法違反とはいえない」などとして訴えを退けました。

昨年12月の長崎での同様の裁判でも訴えが棄却されていますが、広島地裁では黒い雨

訴訟で画期的な判決が出されていただけに期待もありましたが、その期待は完全に裏切られる結果となりました。

原告団は、判決を受けて行われた支援者会議で控訴する方針を確認しており、県原水禁としても引き続き支援を強めていかなければなりません。（その後、2月16日に正式に控訴されました）

【被爆二世訴訟・広島地裁判決に対する声明】

原告団長 崎 山 昇
弁護団長 弁護士 在 間 秀 和

2017年2月に提訴以来、約6年の審理を経て、本日広島地裁は、原告らの請求を棄却するとの判決を示した。昨年（2022年）12月12日の長崎地裁の判決に続いて、結論において、私たちの求めた被爆二世に対する賠償を否定したことは、到底納得し得るものではなく、強く抗議する。

原爆による放射線の被害は、1945年8月に広島・長崎の人たちが人類史上初めて経験したものであり、極めて多数の人たちが、瞬時に、そして耐えがたい苦痛の末に命を失い、また被爆による深刻な健康被害に苛まれてきた。日本政府は、被爆者の切実な訴えを受けて、ようやく1957年に原爆医療法を制定し、以降現在の被爆者援護法によって被爆者援護の政策を続けてきた。

原爆放射線が人間に遺伝的影響を与えるかについては、すでに1950年代から指摘されてきたことであり、現在に至るまで、多くの研究者がその影響を否定できないことを動物実験等科学的根拠をもって明らかにしてきた。現実には多くの被爆二世が、何らかの形で原爆放射線の影響を受けていることは否定できず、多くの二世が様々なガン等の疾病に苦しみ、またほとんどの被爆二世が健康に不安を覚える日々を過ごしてきた。本件裁判においても、原告の人たちはその現実を裁判所に切々と訴えた。

これに対する国の対応は、「放射線被害があるという科学的根拠は示されていない」という主張を一貫して続け、原告らの訴えに全く耳を貸そうともしない不当極まりないものであった。

この度広島地裁は、放射線被害の遺伝的影響の可能性を認め、被爆二世である原告らの主張の正当性を認める判断を示した、と理解することができる。この点における裁判所の判断は、当然のことといえるものの、それ以上に政府・厚労省の基本的対応の問題に言及していないことは決定的に不十分と言わねばならない。

被爆者援護法1条3号は、「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」を被爆者として援護の対象とし、昨年の長崎地裁の判決においても、そして今回の判決においても、原爆放射線により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者をいうと解されるとしている。そうであるならば、当然被爆二世に対しても同様に被爆者援護法による援護がなされるべきである。そして、そのための立法措置を怠ってきた国の責任は明らかである。にもかかわらず、今回の判決は極めて不十分と言わざるを得ない。この点においては、長崎地裁判決と同様であるが、今回の広島地裁判決における理由中の判断内容は、長崎地裁判決を一層後退させるものであり、強く抗議する。ことに、2021年7月14日に広島高裁が黒い雨訴訟判決において示した援護法1条3号の被爆者についての解釈の重要な趣旨を否定している点、さらに遺伝学や動物実験の意義を理解していない点については、看過し得ないと言わざるを得ない。

しかし判決は、「放射線被害の遺伝的影響」についてはその可能性を認めたと理解できる。国はこれまで一貫して「遺伝的影響の科学的根拠はない」と主張し、被爆二世に対する援護法上の措置を拒否してきたが、この対応が基本的に誤りであることが判決において指摘されたと受け止めるべきである。そして、国は、被爆二世に対する援護についてこれまでの態度を根本

的に改めるべきである。私たちは国に対し、改めて、速やかに被爆二世、そして被爆三世等に対し、被爆者援護法上の援護の措置を執ることを求める。

2023年2月7日

紀元節復活反対！ 平和・民主主義・人権を守る2.11ヒロシマ集会を開催

憲法を守る広島県民会議や広島県平和運動センターなど5団体が主催する「紀元節復活反対！平和・民主主義・人権を守る2・11ヒロシマ集会」が、2月11日、広島弁護士会館で95人の参加で開催されました。

主催者を代表してあいさつした檀上正光・憲法を守る広島県民会議代表委員は、「建国記念の日」の由来に触れながら「新たな戦前を押し返す力をこの集会で作ろう」と呼びかけました。



記念講演の講師は、部落解放同盟広島県連合会副委員長の政平智春さん。演題は「『建国記念の日』を問うー改めて『元号』『日の丸・君が代』を考える」です。

政平さんは、「天皇制がいかに欺瞞に満ちて作られたものか」について歴史をたどりながら厳しく指摘されました。特に、1868年に誕生した明治政権は、「天皇制絶対主義」のもと「近代身分制度」を作り、無謀な戦争に突き進んでいったことが強調されました。天皇制は、天皇を頂点とした上下関係を固定化した社会構造総体であり、それは単に天皇と国民の関係にとどまらず、それぞれの職場、地域などに「小天皇制」が存在し、支配体制が作られおり、暴力（単に物理的暴力だけでなく、心理的圧迫も含め）によって維持されていることを指摘されました。

こうした状況を打破するための課題として「①天皇、皇族の政治利用を許さない②教育における天皇制の排除③元号、日の丸、君が代の強制反対④内なる天皇制との対峙」をあげ、講演は終了しました。

その後、憲法を守る広島県民会議藤本講治事務局長から下記のアピールが提案され、全体の拍手で確認し、最後に三木郁子戦争をさせない1000人委員会共同代表が、閉会のあいさつを行い終了しました。

部落解放県共闘が第35回総会

学習会では「狭山第3次再審闘争」を学ぶ

部落解放広島県共闘会議は2月16日、自治労会館で第35回総会・学習会を54人の参加で開催しました。

総会は、幹事で高教組の川原克彦さんの司会で始まり、総会議長に自治労の五反田桃子さんを選出しました。

幹事会を代表してあいさつした高橋克浩議長（平和運動センター）は、狭山第3次再審闘争が大きな山場を迎えている中、全国 20 万筆を超える署名が集まったことを紹介した上で、「見えない手錠で縛られている石川さんの無実を勝ち取るため、引き続き私たちも後押ししていきたい」と決意を述べました。



また、昨年尾道市の市施設に被差別部落出身者を差別・脅迫する手紙が届いた問題を改めて紹介し、「県内での差別が今も続いており看過できない。解放共闘としても差別根絶のために県や教育委員会に申し入れを行っていききたい」と具体的な対応を行っていく方針を述べました。

活動報告・方針の提案は頼信直枝事務局長（広教組）、決算予算は大瀬敬昭事務局次長（平和運動センター）、会計監査報告を児玉聖会計監査（労金労組）から行い、全体の拍手で承認されました。また、次年度役員として高橋議長、頼信事務局長を始め 21 人を選出しました。

総会に続いて行われた学習会は、最初に DVD「次は私の番～動き始めた狭山裁判」を鑑賞し、続いて「鑑定人尋問の実現を 狭山第3次再審闘争勝利に向けて」と題して部落解放同盟広島県連合会の岡田英治委員長から講演を受けました。

岡田さんは、2006年に始まった今回の第3次再審請求で、昨年8月に「事実取調請求書」が提出されていること。この「事実取調請求書」は、新たな証拠を作成した11人の鑑定人の証人尋問を求めているもので、その内容は①石川さんの当時の読み書きの能力では、脅迫状を書くことはできなかったこと②脅迫状の筆跡と石川さんの筆跡はコンピュータの鑑定でも99%別人とされていること③自白の内容通りでは、脅迫状に指紋がつかないはずがないこと④現場の足跡は押収された地下足袋でつけられたものでないこと⑤犯人の血液型はB型と断定できないこと⑥3回目の家宅捜索で発見された被害者の物とされる万年筆が、2回の捜索で発見できないはずがないこと⑦万年筆が被害者の物とは違うインクであることなど、多岐にわたって新たな鑑定結果が示されていることが紹介されました。

その上で、「事実取調請求書」に対する検察側の意見書が2月末までに出来る予定であり、それを受け、弁護団の反論が行われ再審闘争が山場を迎えていくことが述べられました。

県共闘会議は昨年末、「狭山事件の第3次再審請求で事実調べ（鑑定人尋問・鑑定の実施）を求める緊急署名を行い、3万 5000 筆を超える署名を集め裁判所に提出しています。引き続き、再審闘争の勝利に向けて活動していくことを確認し合う学習会となりました。

なお、総会で確認した差別根絶に向けた県や教育委員会への申し入れは、2月27日、県共闘会議の高橋議長、頼信事務局長、部落解放同盟広島県連合会の岡田委員長・芝内事務局長の4人で行われました。

2023年2月27日

広島県知事 湯崎 英彦 様
広島県教育委員会教育長 平川 理恵 様

現存する部落差別を踏まえた差別撤廃・人権確立の政策・教育を求める申し入れ

平素より、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と人権確立に向けてご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、報道でもご存知のように、2022年10月、尾道市の市施設に被差別部落出身者を差別・脅迫する手紙（消印は広島）が届きました。手紙は「ブラクミンのバカタレドモ」から始まり、複数の差別語に加え、「いつでもコロシたる」などの言葉もありました。尾道市は11月に被害届を出し、県警尾道署が軽犯罪法違反の疑いで捜査を始めています。また、11月には酷似した筆跡の差別・脅迫手紙（消印は呉）が部落解放同盟岡山県連事務所にも送り付けられています。事件は、県内において、いまだに部落差別が存在していることの証左でもあります。

日本国憲法は、第14条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことを定めています。国際的にも、差別や人権侵害の放置が戦争につながった反省から、1948年に世界人権宣言が国連で採択され、それに基づくさまざまな規約や条約により、人権の尊重・あらゆる差別の撤廃は、世界共通の喫緊課題となっています。すべての人の人権を保障し、差別を無くしていくことは、政治や行政の責務です。

「部落差別解消推進法」施行から6年が経ちました。しかし、部落出身者の市民的権利の保障、差別行為の規制、被害者の救済、教育・啓発など、差別解消に必要な政策がまだまだ十分講じられない中、悪質な差別事件が続いていることは決して看過できません。

湯崎知事は2016年2月の県議会本会議において、「同和对策審議会答申で示された部落問題の基本認識と部落問題の解決が行政の責務であるという原則は、今日においても変わるものではない」という認識を明らかにされました。つきましては、次のとりくみを強く要請します。

記

1. 事件の再発防止に向け、「部落差別解消推進法」をはじめとする人権関連法に示されている差別解消の理念と行政責任を具体化し、広島県の基本政策に反映させるための条例を制定するとともに、被害者救済に向けて行政としての手だてを講じること。
2. 悪質な差別事件の発生を防止するための「差別禁止法」を制定するとともに、パリ原則に則った被害者救済のための第三者機関を設置するよう、国及び関係機関に働きかけること。
3. 部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消することは行政の責務であることをすべての職員に徹底し、それを担う主体的力量を培うための研修を計画的に実施すること。
4. 県内すべての学校で「部落差別解消推進法」及び文科省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に基づく人権教育が系統的に実施されるよう指導すること。

豊教連 県と県教委に対し要請書提出 定員内不合格の解消など求める

「豊かな教育とくらしを確立する県民連合」（以下、豊教連）は2月15日、県庁にお

いて湯崎英彦知事・平川理恵教育長宛の要請書を提出しました。

地村高明・豊教連議長(自治労広島県本部副中央執行委員長)が5つの要請項目を読み上げ、県教委の糸崎誠二・管理部総務課秘書広報室長に要請書を手渡し、提出しました。

その後、平賀伸一・豊教連事務局長(高教組副執行委員長)から、各項目についての具体及び補足説明がされました。豊教連で強く訴えているのが、「定員内不合格を認めず、希望するすべての子どもの高校入学を保障すること」とする要請項目です。

高校教育では進学実績や部活動での活躍、地域活動等に注目が集まりがちですが、かろうじて学校に位置付き、いわばギリギリの状態に進級や卒業をしていく生徒も少なくありません。そんな生徒たちが卒業後に立派な社会人に成長し活躍している姿を、具体例を挙げて話されました。

定員内不合格とは成長の場を保障せず、子どもの可能性を否定するものです。全国の大勢は定員内不合格を認めない方向であり、広島県の教職員もその方向で努力すべきである旨が訴えられました。

また、過疎地域の活性化の拠点として小規模校存続をめざすこと、入学生徒増に向けて尽力中の各学校を支援すること等を含め、各項目について訴えられました。部落解放共闘会議から大瀬敬昭事務局次長、私教連から土井博之さんがそれぞれ意見を述べ、要請は予定していた30分を超え、充実したものとなりました。(報告=平賀事務局長)



要望書を手渡す地村議長(右)

【豊教連】自治労広島県本部、部落解放共闘会議、部落解放同盟広島県連合会、広島県教職員組合(広教組)、広島県同和教育研究協議会(広同教)、広島県高等学校同和教育推進協議会(高同教)、広島私学教職員組合連合(私教連)及び広島県高等学校教職員組合(広高教組)の8団体で構成、すべての子どもに豊かな教育を保障することをめざして活動している。

2023年2月15日

広島県知事 湯崎英彦様
広島県教育委員会教育長 平川理恵様

豊かな教育とくらしを確立する県民連合
議長 地村高明

すべての子どもに豊かな教育を求める要請

日頃から広島県の教育の発展のために尽力されていることに対し、敬意を表します。すべての子どもに豊かな教育を保障するため、私たちは次のことを要請します。

1 定員内不合格を認めず、希望するすべての子どもの高校入学を保障すること

広島県では1998年の県教育委員会(以下「県教委」という。)による定員内不合格容認以来、多くの定員内不合格者を出し続け、2022年度入学者選抜においても、県立高校ではのべ83人が入学の機会を奪われています。文部科学省が2022年度に全国の公立高等学校へ

実施した「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」によると、原則として定員内不合格を出さないように取り扱っているのは 22 都道府県、定員内不合格を出す場合教育委員会との協議を要することとしているのは 15 府県で、重複分を除くと 29 都道府県に上ります。広島県のあり方は、全国の大勢ではありません。

学ぼうとする者は、その場が保障されれば大きく成長します。子どもの可能性を入口で否定する定員内不合格を認めず、希望するすべての子どもの高校入学を保障してください。

2 新制度の公立高校入学者選抜でトラブルなきよう取り組み、終了後は現場の声を聞き検証すること

2023 年度入学者選抜は「公立高等学校入学者選抜制度の改善」による新制度で実施されています。

受検生を送り出す中学校、受け入れる高校の双方が不安を抱きながら業務に従事していますが、学力検査 5 教科の 1 日での実施や初めての「自己表現」等、変化の大きな新制度へ最も不安を抱えているのは受検生です。県教委は、新制度実施に係る不安を受検生に抱かせないように、特に緊急時の対応等については各公立高校に徹底し、連携を密にしてトラブルなきよう取り組んでください。

また入学者選抜終了後には、新制度実施に係る各学校現場からの声を広く集め、検証してください。

3 1 学年 3 学級以下の県立高校に対し、活性化のための具体的支援をすること

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（平成 26 年 2 月 26 日 広島県教育委員会）」（以下「基本計画」という。）は、「5 県立高等学校の配置及び規模の在り方」「(2) 取組の方向性」に、授業交流等による学校間の連携や地域と連携した特色づくり等の活性化を図る旨記載されています。入学生徒増に尽力している上下高校、東城高校、湯来南高校をはじめとする 1 学年 1 学級の高校へ、また学校活性化地域協議会の設置が規定されていない 1 学年 2～3 学級の高校へ「基本計画」に則り支援をしてください。また、2024 年度からの新たな「基本計画」に、小規模高校の利点を記しその活性化をはかる等、過疎地域の活性化の拠点として学校存続をめざすことを明記してください。

4 障害者の高校入学を可能にし、入学後も合理的配慮が提供される学校づくりをすること

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領」が 2016 年 4 月 1 日より施行されました。障害者の高校入学に係り、合理的配慮の提供ができないという理由で入学先の変更を求めたり、保護者の付き添い等を条件にすること等があってはなりません。人的措置も含め、入学後においても合理的配慮の提供が行われる学校づくりをしてください。

5 県立高校における生徒一人 1 台コンピュータの整備に係り、保護者負担の軽減を図ること

諸物価や光熱費等が大きく値上がりする昨今、コンピュータ購入に係る 10 万円近い出費はどの家庭においても負担大です。給付型の「広島県学びの変革環境充実奨学金」の対象を「高等学校等就学支援金」の対象まで拡充する等、後期中等教育における保護者負担の更なる軽減をめざしてください。